

令和5年度 第10回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和6年1月31日(水) 午後1時30分～午後3時15分
2. 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一	1 0 番	宇都 和義
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地の利用目的変更願について
08. 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更(編入)について
09. 議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
10. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主査 農地係主事 振興係長 振興係主任主査
課長補佐兼加治木農林水産係長 始良農林水産係長

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長	ただいまから、令和5年度 第10回、 始良市農業委員会 総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。
	——— 会務報告 ———
議 長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議 長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議 長	それでは、農業委員3番、農業委員、農業委員4番、農業委員に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議 長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の局長補佐と、 振興係長を指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。
	——— 日程第3 議案第1号(43件) ———

議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から43番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。公告日は、令和6年1月31日、契約の始期は令和6年2月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間で1件、2年間で5件、3年間で6件、5年間で6件、6年間で1件、10年間で22件、11年間で2件、合計43件、面積は合計で、67,435㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからになりますのでご確認いただきたいと思います。なお、総会資料の8ページ、37番が、農業委員16番、農業委員、38番から42番が、農業委員5番、農業委員、9ページの43番が、農業委員6番、農業委員に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力よろしくお願いします。以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から43番について、質疑に入ります。なお、37番から43番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まずは、1番から36番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から36番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から36番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、37番の関係者、農業委員16番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）

議 長	これより、３７番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、３７番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、３７番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員１６番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議 長	次に、３８番から４２番の関係者、農業委員５番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、３８番から４２番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、３８番から４２番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、３８番から４２番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員５番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）

議 長	次に、４３番の関係者、農業委員６番、農業委員の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議 長	これより、４３番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、４３番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、４３番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員６番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	(委員 着席)
	———— 日程第４ 議案第２号(５件) ————
議 長	次に、日程第４、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。１番から５番について、説明をお願いします。まずは、１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は１０ページからです。今月の申請件数につきましては、５件となっております。先般、各担当委員におかれまして事前調査がなされました。現地調査報告書の１ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、１番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町下久徳の田が４筆で、面積は４,２９０㎡です。親子間の贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。

議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 4 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番推進委員です。調査報告いたします。令和6年1月12日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人と譲渡人は、実の親子で、生前贈与の案件になります。場所は、〇〇から約300mで、面積は、4,290㎡です。農業用機械は、軽トラック1台、田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台、揃っております。労働力は、譲受人と譲渡人の2名となります。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町米丸の田が1筆で、面積は、492㎡です。贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 2 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2番推進委員です。調査報告いたします。令和6年1月15日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。〇〇さんは、水稻を耕作しており、他に野菜も耕作しております。譲受人の労働力は、本人と奥さんの2名です。農業用機械も、一式揃っており、問題はありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は寺師の田が1筆で、面積は、338㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。令和6年1月16日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人

	の労働力は、夫婦2名です。農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック等、揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町米丸の畑が1筆で、面積は、582㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員2番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2番推進委員です。調査報告いたします。令和6年1月16日、譲受人に会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。この物件は、昨年年末に、〇〇さんが借地料を払いに行った際、購入してほしいとの相談があり、買うことになったそうです。譲受人の労働力は、本人と奥さんですが、長男も有機野菜、水稻作の農家で、作業も協力し合い、農業用機械も揃っております。今回、譲り受ける農地は、管理も行き届いており、問題ありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町小山田の畑が1筆で、面積は、638㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員6番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番農業委員です。調査報告いたします。令和6年1月20日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、母と2名です。農業用機械も揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。
	——— 日程第5 議案第3号(4件) ———
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。それでは、1番から4番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は12ページとなっております。今月の申請件数につきましては、4件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は西餅田の畑が1筆で、面積は、311㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は、駐車場となっております。隣接地にあります4棟の貸家の為の駐車場として利用したいとの事です。参考資料の4ページに、始末書を添付しております。当該申請地は、夏の農地パトロールの際に、違反転用との事で、報告があがり、事務局で転用指導を行い、申請に至った経緯となっております。始末書の内容につきましては、令和5年8月から、車庫の建築を始めたとの事で、駐車場自体は、令和元年頃から使用しているとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、2番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、150mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が宅地、北が里道です。申請実現の確実性としてしましては、すでに転用済であり、確実であります。始末書が添付されております。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は平松の畑が1筆で、面積は、183㎡です。また、隣接する宅地との一体利用で、全事業面積は、253.34㎡となります。農地区分は第3種農地で、転用目的は、月極駐車場となっております。現在、駐車場として利用している、との事です。参考資料の9ページに、始末書を添付しております。当該申請地も、夏の農地パトロールの際に、違反転用との事で、報告があがり、事務局で転用指導を行い、申請に至った経緯となっております。始末書の内容につきましては、令和元年頃から、当時の所有者が病気になり、耕作が出来なくなった為、駐車場として活用しているとの事で、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約70mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、すでに転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は西餅田の畑が1筆で、面積は、169㎡です。農地区分は第3種農地で、転用目的は、月極駐車場となっており、こちらも現在、月極駐車場として、利用されています。参考資料の14ページに、始末書を添付しております。始末書の内容につきましては、平成元年に、一般住宅で、農地法の許可を得ておりましたが、住宅の建築には至らず、平成14年から、駐車場としての許可を得ないまま、駐車場として活用しているとの事です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、6番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、280mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は脇元の畑が1筆で、面積は、466㎡です。また、隣接する宅地の一部との一体利用で、全事業面積は、476.27㎡となります。農地区分は第3種農地で、転用目的は、倉庫、カーポートとなっております。すでに建築されており、参考資料の18ページに、始末書を添付しております。始末書の内容につきましては、申請人の亡き父が、平成6年、隣接する宅地に自宅を建築した際、農地法の許可を得ないまま、隣接する農地を一体とし、自宅用倉庫とカーポートを建築したものであり、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、50mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が里道、南が宅

	地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
	———— 日程第6 議案第4号(8件) ————
議 長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は13ページから14ページでございます。今月の申請件数につきましては、8件であります。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町木田の田が2筆、面積は1,207㎡となっております。農地区分は第3種農地です。転用目的は、宅地造成と通路で、4区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、10番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約270mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が私道、西が市道、南が私道、北が畑と宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、寺師の田が4筆、面積は3,561㎡となっております。農地区分は第2種農地です。転用目的は、貸資材置場で、事業拡大に伴い、資材置場を確保したいとの事です。また、全体面積が30アールを超えていますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が水路と山林、西が水路と畑と宅地、南が水路と宅地と農道、北が農道と山林です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、船津の畑が1筆、面積は629㎡となっております。所有権移転の申請になります。農地区分は、農振農用地でありましたが、令和5年12月26日に、除外が完了しており、現在は、第1種農

	地であります。転用目的は、建売住宅で、建売住宅を2棟建築し、販売したいとの事です。また、現在、第1種農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約130mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が水路と田、南が田、北が水路です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、船津の畑が1筆、面積は411㎡となっております。所有権移転の申請になります。農地区分は、第2種農地であります。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、4番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約400mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が畑と宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。

事務局	5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、西餅田の田が1筆、面積は299㎡となっております。所有権移転の申請になります。農地区分は、第3種農地であります。転用目的は、駐車場で、駐車場を運営したいとの事です。以上で説明を終わります
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、2番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約190mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が水路、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町木田の畑が1筆、面積は370㎡となっております。所有権移転の申請になります。農地区分は、第3種農地であります。転用目的は、月極駐車場で、定年で帰ってくる為、月極駐車場を経営したいとの事です。以上で説明を終わります
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約220mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地と私道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、船津の田が1筆、面積は403㎡となっております。所有権移転の申請になります。農地区分は、1種農地であります。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。また、第1種農地でありますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件であります。以上で説明を終わります
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約350mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、西餅田の畑が1筆、面積は193㎡となっております。また、隣接の宅地との一体利用で、全事業面積は、576.7㎡となります。所有権移転の申請になります。農地区分は、3種農地であります。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。また参考資料の51ページのほうに、面積越えの理由書を添付しております。参考資料の50ページと46ページの地籍図にて、説明させていただきます。今回、住宅の建築を行う部分である宅地と、市道に高低差があり、市道から宅地に直接に乗り入れる事ができず、畑部分を、通路として使用しなければならない形状となっております。通路として使用する畑の部分が、80.96㎡、宅地として利用できる有効面積は、495.74㎡で、500㎡以内となっております。以上で説明を終わります
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員6番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、5番推進農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約100mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が水路、南が宅地、北が水路です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、2番、3番、7番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取いたします。」
———— 日程第7 議案第5号(2件) ————	
議長	次に、日程第7、議案第5号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は15ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。申請地は鍋倉の田が2筆、面積は598㎡となっております。農地区分は、第2種農地です。変更後の使用目的は、盛土をし

	て畑です。申請の理由としましては、自家利用の家庭菜園として、栗を植えたいとの事です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 3 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から西に、約150mの位置になります。被害防除現況としましては、ひとつは、東が市道、西が参道、南が宅地、北が参道です。もうひとつは、東が宅地、西が里道、南が雑種地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。申請地は加治木町の小山田の田が2筆、面積は1,956㎡となっております。農地区分は、第2種農地です。変更後の使用目的は、畑です。申請の理由としてしましては、用水路が壊れて使用できない為、現在も畑として使用しておりますが、畑として利用したいとの事です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して推進委員 10 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から北に、約150mの位置になります。被害防除現況としましては、東が田と原野、西が里道、南が原野、北が宅地と水路です。申請実現の確実性としてしましては、すでに畑として利用している為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第5号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 5 号、農地の利用目的変更願についての、1 番と 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 5 号、農地の利用目的変更願についての、1 番と 2 番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 ———— 日程第 8 議案第 6 号(1 件) ————
議 長	次に、日程第 8、議案第 6 号、農業振興地域整備計画の変更(編入)について、議題に供します。1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 6 号、農業振興地域整備計画の変更(編入)について、ご説明いたします。総会資料は 16 ページになります。今月の意見照会件数につきましては、編入が 1 件となっております。それでは、1 番につきましてご説明いたします。申請人は、始良市耕地課、変更区分は、農用地区域編入。土地の所在は、蒲生町上久徳の田が 3 筆で、面積は、3,177 m²。申請理由は、県営土地改良事業の受益地となる為の編入であります。この申請地の上につきましては、昭和 47 年から 48 年の、第 2 次農業改善事業により、土地改良事業が施行された農地となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 7 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、7 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地であります。申請地は 2 筆あり、位置は、〇〇から東に、約 50 m と 660 m の位置になります。被害防除現況としましては、東が農道、西が水路、南が宅地と畑、北が農道、東が水路、西が畑と山林、南が県道、北が水路です。申請実現の確実性として、農用地区域に編入するため、田として利用する為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(編入)についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	はい、14番農業委員です。1番について、確認します。昭和47年から48年の補助整備の時に、すでに農用地区域に入っていたのではないのでしょうか。
事務局	はい、申請地の南側に宅地がありますが、この自動車整備工場をつくる際に、道路より宅地側を一体的に除外したと聞いております。それで、現在は農用地区域に入っていないので、今回の事業を受ける為に、再編入すると、聞いております。
議 長	他に、ございませんか。それではお諮りいたします。議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(編入)についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(編入)についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
——— 日程第9 議案第7号 ———	
議 長	次に、日程第9、議案第7号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	はい、それでは、議案第7号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画(貸借)と同様ではございますが、農用地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので別議案として、上程しております。今回、始期を令和5年12月31日と令和6年2月1日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。資料につきましては、12月31日開始分が、20ページから21ページとなっております。それでは、まず12月31日開始分の資料18ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆

	明細の一覧表を、次の１９ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規２件となっております。面積は１，４３３㎡です。設定する権利別は、貸借権が２件となっております。今回の設定地区は、蒲生町下久徳地区となっております。次に、２月１日開始分について、資料２０ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の２１ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規４２件となっております。面積は５１，００１㎡です。設定する権利別は、使用貸借権が３１件、貸借権が８件となっております。今回の設定地区は、加治木町西別府地区となっております。ご審議の方よろしく申し上げます。
議 長	これより、議案第７号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和５年１２月３１日開始分２件と、令和６年２月１日開始分４２件、について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第７号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和５年１２月３１日開始分２件と、令和６年２月１日開始分４２件について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第７号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、令和５年１２月３１日開始分２件と、令和６年２月１日開始分４２件について、原案のとおり、決定いたしました。 ——— 日程第１０ ———
議 長	次に、日程第１０、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。１月は３３件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、１月

	分をのちほどご確認ください。1 番から 1 6 番までが、〇〇さん、2 町 8 反程解約されますが、今月の議案第 7 号の中間管理事業によるものです。4 ページの 2 3 番、〇〇の件ですが、1 3, 2 6 4 m²解約との事であり、あと 1 筆残っておりますが、来月解約予定との事で、始良市からは、完全撤退されるとの事です。こちらについては、来月あっせんの申し出をされるとの事です。以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	〔発言 無〕
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ——— 日程第 1 1 ———
議 長	次に、日程第 1 1、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔農業新聞の紹介について〕 〔義援金について〕
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔県外研修での情報共有について〕 〔県内のタブレット利用状況について〕 〔利用権用紙の提出について〕 〔始良新庁舎について〕 〔地域計画について〕 〔農業経営意向に関する調査について〕
議 長	それでは、以上をもちまして、令和 5 年度、第 1 0 回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____